

# 宋代の公使庫について

— 地方財政の研究 —

佐 伯 富

【要約】 宋代地方官の機密費を公使錢という。これを貯蔵しておく倉庫が公使庫である。公使錢は衙門の修理、その他地方政治の運営のために使用されるが、その主なる目的は外国使臣、通過官吏の接待、軍隊の犒賞にあった。ところで中央政府の財政が困窮すると、公使錢は中央に引揚げられ、また官僚の個人的な上司への贈遺、宴会費に流用され、その本来の目的がゆがめられた。特に公使庫では酒の醸造が許されていたので、これが官僚の宴会を容易ならしめ、この酒がまた上司に贈遺され官界の腐敗を招く大きな原因となった。一方醸造米は人民に強制的に割りあてられ、またその酒が強制販売されて政府の酒専売収入に大打撃を与えた。本稿では公使庫を通して近世中国社会の官僚の性格を追求している。

史林 五三卷一号 一九七〇年一月

## 一 は し が き

さきに私は地方政治運営に使用される公使庫の財源、使途、運営、公使酒、および公使庫をめぐる新法党と旧法党との政策の相違、ならびに公使庫制度の崩壊に伴う地方政治の混乱などについて述べたが、その後、公使庫に関する若干の資料を新たに蒐集しえたので、前回に説き及ばな

った財源や使途についても考察を加えてみたい。とくに本稿では公使酒醸造のため公使錢が多額に支出され、公使錢は実際の地方政治運営のためというよりも、むしろ官僚の宴会費や上司に対する饋送費として使用されたことを明らかにし、宋代における官僚生活の一面を明らかにしたい。官僚の多くは宴会を彼等の当然享受すべき役得と考えていたらしい。『宋会要』刑法卷二、慶曆七年十月九日の条に

判北京賈昌朝言。河北諸州軍。及總管司等爭飾厨傳。以待使客。肴饌果實。皆求多品。以相誇尚。蓋承平日久。積習成風。稍加裁損。遂興謗議。為守將者。不得不然。

とあり、判北京賈昌朝のいうところによると、河北州軍等においては、競って使客を接待する宴会を豪華に催していたが、承平日久しく、それが習俗となり、宴会を簡素にでもすると謗議が起るといふ有様であったという。またかの有名な蘇東坡が王安石の募役法実施に反対し、募役法が行われると、衙前の役にあたる百姓におごらせることができなくなり、折角官吏となった張合いがないとし、

士大夫捐親戚棄墳墓。以從官於四方者。用力之餘。亦欲取樂。此人之至情也。若彫弊太甚。厨傳蕭然。則似危邦之陋風。恐非太平之盛觀。<sup>②</sup>

つまり士大夫が郷里をすてて遠方に官吏として赴任し、政治に尽力した余暇には、少々生活を享樂しようと欲するのには、人情というものだ。しかるに厨伝が蕭然とする如きこととあらば、それは危邦の陋風というものである。恐らくは太平の盛観ということはできない、といったことは、有名な話であるが、これこそ近世における官僚の伴らざる告白

であろう。近世における官僚界は一種の社交界であり、社交のうまい者が出世の緒をつかむことができた。こういう意味から公使酒は官僚の社交にとっては、なくてはならぬ重要な物資であった。公使銭が公使酒醸造のため、多額に使用されたのは所以なしとしないのである。公使庫の実態を究明することによって、われわれは宋代官僚の性格をも明らかにすることができるのである。

## 二 公使銭の起原

公使銭は官衙の機密費で、官衙の事務を円滑に実施するにはなくてはならぬものであった。地方州軍では官吏や軍隊の接待、衙門の建物の修理、調度品の設置、治水、祭典その他あらゆる地方政治の運営に公使銭が使用されたが、とくに通過する官僚や外国使臣の接待、その他の宴会費として多額の公使銭が使用され、時には公務以外の官僚の私生活費として費消される場合も多かった。<sup>③</sup>ところで、この費用は宋初人民の衙前の負担であった。『欒城集』卷三七「再言役法劄子」に

祖宗之世。天下役人。除正役勞費之外。上自衙前。有公使

廚・宅庫之苦。

と見えているが、この衙前の負担は甚だ大であった。『統資通鑑長編』（以下『長編』と略す）卷四一九、元祐三年閏十二月庚戌の条の夾註に

官吏仰給公使。皆出衙前。民破產納。官吏所入至厚。

とあるように、衙前は公使錢物を保管する公使庫の管理を命ぜられ、その費用はみな衙前の負担であったところから、その負担にたえかねて破産する者も多かったのである。こういう事情から宋初、公使錢の制度が設けられ、政府から公使錢を支給することになった。『鄭忠肅奏議遺集』卷上「請禁伝饋疏」に

祖宗時。因前代牧伯。皆斂於民。以佐厨傳。是以制公使錢。以給其費。懼及民也。

とある。つまり、祖宗の時、前代の牧伯は官僚等の接待費を皆人民から徴収して厨伝の費としていた。そこで公使錢の制度を設けてその費にあてた。人民に負担がかかることを恐れたからである。『建炎以來朝野雜記』甲集卷一七「公使庫」にも次のように見えている。

公使庫者。諸道監・帥司及州軍辺界與戎帥皆有之。蓋祖宗時。

以前代牧伯。皆斂於民。以佐厨傳。是以制公使錢。以給其費。すなわち公使庫は諸路の監司、帥司や州軍辺界等にもみなありといい、公使庫設置の目的については、前記と同じことを述べている。それでは宋初、いつ中央政府支給の公使錢の制度は制定されたのであろうか。『文獻通考』卷二三「國用考」には次のような記載がある。

開宝六年八月乙巳。令諸州旧属公使錢物。尽数係省。毋妄有支費。以留州錢物。尽数係省。始於此。

すなわち、開宝六年八月、はじめて諸州の公使錢物を全部、中央政府の財政に繰り入れ、濫費することを禁止したのである。この文の意味するところは、これまで公使錢物は地方州軍において自由に使用していた。従ってその財源も地方官が自ら工面しなければならなかったのであるが、開宝六年から州軍に留めて使用を許されていた租税の留州錢物も中央政府の財政に繰り入れられるとともに、公使錢物も中央財政のうちから支給されることになり、そのため国家の統制が公使錢物に加えられることになった、と解すべきであろう。このように考えると、公使錢物の中央政府交付は太祖の開宝六年ということになる。その結果、前掲の

『鄭忠肅奏議遺集』卷上「請禁伝饋疏」に、

然正賜〔公使〕錢不多。而費用率數十萬。每歲終上其數於戶部。

と見えるように、毎年の終りに使用額を戸部に報告することを義務づけられた。しかもその額は僅少であったので、後に述べるように、ここからまた諸種の問題が起つて来たのである。

以上述べたように、宋代における中央政府支給の公使錢の起原は、開宝六年であるが、公使錢そのものの起原は、さらに古く、五代に遡ることができる。『五代会要』卷二

#### 四「諸使雜錄」に

〔後周〕顯德五年四月六日。勅。應諸道州府進奏〔官〕奏。

逐月合請俸料及紙筆等錢。宜令今後于本州公使錢内支給。不得分配入戶及州縣門戶。

とあり、後周の時には、諸道州府の進奏官の俸料や紙筆等の事務費を公使錢から支出している。また同書卷一三には後唐天成元年十二月二十三日。中書奏。……旧例。〔節度使〕赴鎮後。合納礼錢一千貫。充中書及兩省公使。

とあり、後唐の時代には、節度使が中央政府に納めた礼錢

が中央政府の公使錢に充当されていた。また同書卷一六

「祠部」には

後唐長興二年七月勅。天下州府。应有載祀典神祠破損者。仰給公使錢添修。

と見え、地方州府の祀典にある神祠の破損したものは、公使錢をもって修理されている。さらに同書卷一六には

〔後唐天成〕五年正月五日。國子監奏。當監旧例。初補監生。

有東脩錢二千。及第後光学錢一千。……請今後欲准往例。應諸色舉人及第後。並先于監司出給光学文抄。並納光学錢等。

各自所業等第。以備當監逐年公使。

とあり、すでに後梁の時代に國子監に公使錢があり、舉人及第者から光学錢なるものを徴収してその財源に充当している。

以上の諸例により、公使錢はすでに五代の初めから存在していたことが判明した。唐代に公使錢の名称があったかどうかは、未だ発見しえないが、唐代には、すでに公廩錢があり、衙門の費用にあてているから、これが系譜的には後世の公使錢につながるものと考えられる。『唐会要』卷六〇「御史台」に

貞元七年六月二十七日。勅。御史台毎月別給贖錢二百貫文。

充公廨雜費用。

とあり、御史台に毎月贖錢二百貫を支給し、公廨（衙門）の雜費に供している。また同書卷六六「東都国子監」には

〔元和〕十四年十二月。鄭餘慶又奏。京見任文官一品以下。

九品以上。並外使兼京正員官。毎月所請料錢。請每貫抽一十文。以充国子監脩造文宣王廟。及諸屋宇。并脩理經壁。監中公廨雜用。有余。添充本錢。及諸色。随便宜処置。勅旨。宜依。

とあり、官僚の毎月の料錢から、毎貫十文を控除し、これを文宣王廟や国子監の建物等を修理する費用や国子監の公廨雜費、あるいは公廨本錢に充当している。

公廨錢が後の公使錢にあたることは、次の二例を比較すれば容易に理解されるであろう。すなわち『五代会要』卷

一三「門下省」に

後唐天成元年九月二十五日。門下中書兩省狀。……省司旧例。

別無錢物。祇徵札錢。以充公廨破使。

と見え、札錢を徵収して省司の公廨錢にあて使用している。この札錢について同書卷一三「中書省」には

後唐天成元年十二月二十三日。中書奏。……旧例。〔節度使〕

赴鎮後。合納札錢一千貫。充中書及兩省公使。……請諸道藩

鎮帶平章事處。各納札錢五百千。中書建立石亭子一所。錫紀

宰臣使相爵位姓名授上年月。其所余錢。請充中書修建公署。

及添置都堂内鋪陳什物。勅從之。

とあり、節度使の納めた札錢をもつて中書省等の公使錢となし、公署を修建し、都堂内の鋪陳什物を設置する費用としている。ここに見える公廨錢・公使錢はまったく同じ性質のもので、衙門の諸雜費に使用されたものである。このように見て来ると、宋代、衙門の諸經費に使用された公使錢の起原は、少くとも唐代まで遡ることができる。

### 三 公使庫の財源

さきにも引用したが、『鄭忠肅奏議遺集』卷上「請禁伝饋疏」に

正賜〔公使〕錢不多。而費用率數十万。

とあり、中央政府から交付される公使錢の額は年額わずかに数十万にすぎなかった。そこで、これを本錢として營運し、利息を計ることも許されていた。『建炎以來朝野雜記』

甲集卷一七「公使庫」には、次のように見えている。

正賜〔公使〕錢不多。而著令許收遺利。以此州郡得以自恣。

その結果、南宋時代には、州軍が公使錢を割合自由に使用することができたのである。これについては、後に詳説する。ところで、中央政府から交付される公使錢は国家の財政が窮乏すると、とかく中央に引揚げられる。仁宗の慶曆二年、西夏との戦争中、「公使錢を罷む」<sup>⑤</sup>とあるのは、中央政府から交付していた公使錢を中央政府に引揚げたことを意味する。また『宋会要』食貨卷五二「元豊庫」に

欽宗靖康元年二月十七日。詔取諸路公使庫神霄宮所管金銀器皿。赴京師元豊庫送納。

とあり、欽宗の靖康元年に諸路の公使庫や神霄宮にある金銀の器皿を中央の元豊庫に送納させたのは、金軍が宋都開封府を陥れ、多額の金銀を要求したことに對して、政府のとった処置である。

かように中央政府から交付される公使錢は、その額が少い上に、政府の財政が窮乏すると容易に中央に引揚げられる。ところが地方州軍にあっては、経費がなくては地方政治を運営することができぬ。ここから地方州軍では自ら運

営費を工面しなければならなかった。その財源は地方州軍のおかれた事情により異っていたが、その主なるものをあげると次のようなものがあつた。すなわち官有の閑田隙地を耕作させて得た収入、雜錢、頭子錢、売酒の羨余、坊場錢、打撲錢、菱蕩課利錢、地利錢、柑橘・蓮根の課利、糞錢、香錢、茶塩の回易による収入、贖罪の羊馬、罰錢、死刑囚の衣物、印刷の余紙売却による収入、潤筆料、内出の遺留物などであるが、時には地方官が自ら私財を投じて地方財政にあてる場合もあつた。<sup>⑥</sup>

なお以上の外にも諸種の財源があつた。『宋会要』刑法卷二、紹興二十七年七月十三日の条に

御史中丞湯鵬舉言。逐州私置稅場。広收醋息。倍有所入。尽歸公庫。恣已所用。波及餘屬。

とあり、各州に私設の稅場を設けて醋息を収め、これを公使庫の財源としている。また同書卷二、乾道元年正月一日の条には

赦。勘會。諸州公使醋庫。累降指揮。不得科配人戶。訪聞。州府利於所入。依旧抑配。

と見え、諸州の公使醋庫では、人戸に醋の強制販売をする

ことは禁止されていたに拘らず、依然として強制販売を行ない、利潤を得て公使庫に入れている。醋だけでなく、酒等も強制販売を行なっていた。『宋会要』食貨卷二一「公使庫」に

高宗建炎元年六月十三日。赦。訪聞。諸路州軍鎮酒務公庫等。多將酒醋抑配。与人戸及過往客旅僧道等。為害甚大。

とあり、酒・醋を人戸や往來の商人・僧道等に強制的に売りつけ、弊害をかもしている。

次に『宋会要』食貨卷六二、嘉定五年三月二十八日の条を見るに

知和州富嘉謀言。……公使庫日收房廊・白地貨錢。

とあり、和州では房廊・白地貨錢を公使庫に収めている。

また同書食貨卷一八、嘉定六年十二月十一日の条には

權發遣衢州王渠言。管下有稅場二。曰孔步鎮。曰章載場。……

若章載場。……其一歲所入。共一千五百四十餘緡。而於州

用公使者。已八百四十餘緡。

とあり、兩浙の衢州においては商税の一部を公使として使っている。さらに『宋会要』刑法卷二、紹興二十七年九月二十九日の条に

宰執進呈知均州呂游問奏。城下辺接漢水。乃是放生去処。公使庫載取魚利錢。補助收売（買？）天申節進銀。

と見え、均州では天子の誕生日、天申節の献上銀を収買する補助の資金としては、魚利錢が徴収され、公使庫に納入されていた。天申節にはもともと均州から魚を進献していたのであるが、後には、その代りに進献の魚代として徴収したものが魚利錢であろう。

なお、このほか州軍の公使庫では財源をうるために、諸種の方策を講じている。『宋会要』食貨卷九「賦稅雜錄」（同書卷六八同）に

〔紹興二十年〕六月六日。右正言章夏言。夏秋人戸所納二稅。或在州或就縣。各從其便。及時入官。不致拖欠。今訪聞。州郡利於出剩。及合干專庫等人〔利〕于糜費。遂致須管就州送納。至貧民下戸。有般担之費。往來之勞。伺候陰晴。動輒教日。甚者或本州差官下縣。專置一局受納。切取出剩。婦公使庫。兼所差官挾勢。凌逼県道。違法批券。百端搔擾。

とあり、兩税を納入する際、剰余を見積って加徴し、これを公使庫に収めている。つまり夏秋の兩税はこれまで人民の便に従って、県もしくは州に納付することを許されてい

たのであるが、全部州に納めさせることにした。すると、これまで県に納めていた者は、州まで運ぶ運送費を出さなければならぬ。また往來の労苦がある。そこで州では官を県まで派遣して役所を設け、兩税のほか運送費として若干の加徴を行なった。すなわち公使庫の財源を兩税の附加税に求めたのである。

附加税としては、役銭の徴収に際しても、この方法がとられている。『宋会要』食貨卷六八、嘉定十四年九月十日、明堂の赦文に

州県役銭。逐年均敷。皆有定數。訪聞。諸路提舉常平司。却以余剩為名。抑令県道添認。作余剩錢。解發公庫。以資妄用。県道無所從出。不免科配於民。

とあり、諸路の提舉常平司が、役銭には毎年定額があるに拘らず、さらにその余剩錢を県道に強制して加徴し、これを公使庫に解送させた。その結果、県道ではこれを人民に割りつけざるをえなかったのである。

ところで以上のように、人民から諸種の附加税をとり、公使庫の経費を得ようとしても、自らそこに限度がある。その結果、案出されたのが、公使庫に本錢を支給して、こ

れを運転させ、その利潤をもって公使庫の経費を賄う方法である。これを回易（廻易）あるいは回圖（回圖）といひ五代の頃から盛んに実施されている。この方法はすでに唐代から行われていたことは、『唐会要』卷六四「集賢院」に

〔元和二年〕其年閏十月。集賢殿大學士・中書侍郎・平章事・武元衡奏。以廚料欠少。更請本錢一千貫文。收利充用。置捉錢四人。其所置請用直官及寫御書各兩員。每員捉錢二百五十貫文。為定額。

とあり、集賢院では廚料が欠乏したために、本錢一千貫を与え、これを營運して利殖を計り、その経費に充たさせている。また同書卷四九「病坊」に

至〔開元〕二十二年。断京城乞兒。悉令病坊收管。官以本錢收利給之。

とあり、京城の乞兒を病坊に收容し、その経費を捻出するために、政府では本錢を支給して運転させ、利殖を図らせている。また同書卷五七「尚書省」には

元和二年正月。尚書左丞鄭元璠。請取河中羨余三千貫。充助都省廚本錢。從之。

と見え、尚書省では廚料が不足したと見え、河中の羨余三



千貫をもって、都省の廚料を助ける本錢に充当しているが、これをもって運転し、利殖を計ったことはいうまでもなからう。

このように、本錢の運転によって利潤を得、これを官衙の経費にあてる方法は、少くとも、すでに唐代から行われていた。宋代、公使庫の回易も唐・五代の慣例にならったものである。その資本としては、専売の茶塩を官衙に支給する場合もあった。これを販売して、その売上金を公使錢に充当させたが、専売制度に支障を来し、後に廃止した。<sup>10)</sup>

時代は南宋になるが、『宋会要』刑法卷二、紹熙五年十一月二十四日の条に

刑部言。乞照昨来浙西提举司所申。行下内外諸軍。嚴行約束。所遣回易官兵。不得以收買軍須為名。公然販私鹽。如有違戾。重作施行。詔令刑部鑿板。行下内外諸軍主帥約束。

とあり、回易の官兵が、回易にかこつけて、私塩を販売している。公使庫の財源をうるために、公然と茶や塩の販売を許可すれば、回易する者が多量の私茶塩を携帯するから、これを取締ることは余程困難である。こういう事情から茶塩を公使庫の財源として支給することは廃止されたものと

思われる。

公使庫の財源を得るためには、茶塩のほか諸種の有利な物資が販売されたい。酒については後に詳説するが、薬等も販売されていた。『建炎以来朝野雜記』甲集卷一七「公使庫」には

若帥・憲等司。則又有撫養・備邊等庫。開抵当。売熟藥。無所不為。其実以助公使耳。

とあり、売薬の収入が公使庫の一つの財源となっている。回易の資本として、多く支給されたのは度牒である。

『長編』卷三〇六、元豊三年七月丙寅の条に

知邕州・左藏庫副使兼閤門通事舍人劉初。乞借度僧牒二百取息。置公使器用。其本錢市金輪内藏庫。從之。

とあり、広南西路の邕州では、度牒二百道を借り、これを營運して利息を計り、公使庫の器用を置買している。また『宋会要』兵卷一七、元符二年正月四日の詔には

給度僧牒三百。付涇原路経略司回易。応副新婦順蕃部。

とあり、涇原路経略司に度牒三百道を支給し、これを資本として運転し、利潤を得て、婦順蕃人を懐柔する経費としている。また『宋会要』兵卷二二、紹聖四年二月四日の詔

にも

涇原秦鳳路。各特降度牒百道提点熙河蘭岷等路漢蕃弓箭司。

回易見錢。支借蕃兵。收買戰馬。

とあり、提点熙河蘭岷等路漢蕃弓箭司に度牒百道を降し、これを見錢に易え、蕃兵に支給して戦馬を収買させている。これら回易の事務を担当したのが地方衙門にある公使庫の係の者であることはいまでもなからう。

ところで公使庫の回易は常時においては、原則として禁止されていた。西夏との戦争の間、あるいは熙河路の経略等、軍隊を多く動員し、多額の接待費を必要とする際に、その実施が許可された。『宋会要』食貨卷一七、政和七年三月二十二日の条に

今来辺事之際。全藉回易取息。応副支用。

と見えるのもその意味である。そこで、その本銭は軍資庫錢、隨軍庫錢等、辺境の軍事関係の倉庫の資金<sup>①</sup>あるいは撫養庫探事本銭等<sup>②</sup>があげられていたのである。そして回易の利潤を多くするため、沿路の商税が免除されていたことは、『宋会要』食貨卷一七、崇寧二年四月九日の条に

尚書省劄子。涇原路経略安撫使邢恕奏。本路撫養庫回易物貨。

乞特免沿路往復商稅。從之。

と見える通りである。このように回易物貨は優遇されていたので、諸官司が回易營繕に名を仮りて商税の免除を求め、弊害を生じたために、後にこの特典は廃止された。『宋会要』食貨卷一七、紹興十三年二月十一日の条には

臣僚言。近来諸官司等處。多以回易營繕之類為名。出給文引。沿路照免商稅。欲乞行下州縣。自今後。應于官司等處。般販物貨。不以有無指揮及出給司壓(曆?)之類。並依條取稅。不得更行放免。從之。

とあり、指揮あるいは支給した司曆の有無に拘わらず、規定通り商税を徴収することになったのである。

#### 四 公使庫錢物の使途

『朱文公文集』卷一八「按唐仲友第三状」に  
公庫所入。旧例。並支見任官員逐月供給及宴會之屬。

とあり、『長編』卷一二五、宝元二年十一月癸卯の詔の一節に

公用之設。所以勞軍而饗賓也。

と見えるように、公使錢は主として地方官が政事を遂行す

るについて、必要とする諸経費ならびに宴会の費用に費やされた。この使途については、曾て研究を発表したことがある。すなわち、往来使臣あるいは外国使臣の接待、軍隊の犒設、蕃族の懐柔、治水、厩舎倉庫の修理、軍器の修理、常平倉の設置、地方風俗の作興、属官の恤濟、衙門什器の購買などが主要なものである。<sup>⑩</sup> なかんずく先にも触れたように、公使庫の錢物は宴会と上司への餽送に、その大部分が使用されたらしく、公使庫設置の目的が甚だしくゆがめられた。そこでこの問題については章を改めて詳説することとし、ここでは公使庫錢物の使途について若干補足を行なっておきたい。

さきにも引用したが『宋会要』刑法卷二、紹興二十七年九月二十九日、知均州呂游問の上奏の一節に

公使庫藏取魚利錢。補助收買天申節進銀。

とあり、均州では天子の誕生日、天申節の進銀の収買には公使庫の魚利錢が支出されている。これは一例にすぎぬが、帝室の祝日における諸種の献上物には、公使庫の錢物がしばしば使用されたことは想像に難くない。後述するように、上司への贈遺も頻繁に行われているからである。

公使錢はまた馬を買うためにも支出された。『宋会要』兵卷二四に

〔紹聖元年〕四月六日。詔戸部看詳役法所。諸路將下公使錢。歲終有剩。並留充買馬支用。勿充次年之數。

とあり、諸路軍將の公使錢にして、歲終に残余ができると、次年に繰り越すことなく、買馬費として使用している。さらに『長編』卷五四、咸平六年正月壬寅の条には

先是〔梁〕鼎上言。陝西緣辺所折中糧草。率皆高擡價例。倍給公錢。

とあり、陝西では糧草を納入させ、その価格を吊上げ、公使錢を支給している。また同書卷三二七、元豐五年六月乙卯の条には

鄜延路經略司言。權葭蘆寨主折可適等。乞給公使錢千緡。置蕃落一指揮。以五百人為額。召募逃軍改刺。或諸軍投換并招弓箭手。借与地耕種。詔公使錢給七千。招蕃落兵。河東經略司相度。余從之。

とあり、公使錢をもって蕃落兵を招募している。また同書卷五四、咸平六年三月辛亥の条には

〔梁〕鼎等言。竊以閩中郡縣。控接河西。遠近宿兵。不下十

万。比約諸軍公錢充費。一年計以七十万五千余貫。仍自去歲以來。諸州支發淨尽。

とあり、陝西には約十萬の軍隊が駐屯し、軍費が不足したと見え、諸軍の公錢、一年分七十万五千余貫を全部軍費に充当している。このように、公使錢はとかく他に流用され勝ちで、本来の目的のため、使用することが妨げられることがしばしばあったことは注目すべきである。これがために、公使錢の負担がさらに人民に課せられることになる。地方財政として使用さるべき公使錢物は官僚の私的の目的に濫費されるばかりでなく、しばしば中央財政の肩替りをさせられたのである。

## 五 公使庫運営の裏面

公使庫設置の主要な目的の一つは、さきにふれたように官僚や軍隊を接待することであった。そのために諸種の物資や什器を購入しなければならぬ。ところが『宋会要』食貨卷三七、紹興三十年十月二十五日の条に

臣寮言。江東諸郡監司守將。則有公庫之例。属官僚吏。則有直序之行。凡百供須。比之市價。大率十虧四五。盖由市易司

剥下婚(媚?)上。恣為低昂。夫營生之艱。莫若小民。終日市廛。僅餬其口。在官者常有以利之。猶懼不給。況可瘠之以自肥乎。違制傷廉。理宜痛革。望飭監司郡守。自今公庫私家。凡金錯器用食飲之所須。一切以市價為率。毋循旧弊。隨行并直序。從之。

とあり、公使庫が器物や飲食物を購入する際には、市價の約半値しか支払わぬのが例となっていたらしい。また同書刑法卷二、慶曆七年十月九日、判北京賈昌朝の上言の一節には

近永靜軍收買公用羊裘。剩取數目。偶因發擿遂至彰露。其如諸州州似此者多。衙前公人巨家破產。市肆商賈。虧本失業。不可勝數。欲乞應河北州軍。有公使錢。除管領軍校接待信使。不得輒有減刻外。其餘筵會迎送。並從簡約。

と見え、河北の州軍では、公使庫が商人から物資を購入する際、本値をたたいて僅かしか代価を支払わぬため、倒産する者も多数いたという。このように多少とも代価を支払うのはよい方で、全く支払わぬものもいた。『宋会要』刑法卷二、宣和三年六月二十七日の条に

中書尚書省言。窃聞諸州軍公使庫。置造陳設及從人衣裝之類。

并筵会。多是不支見錢收買。只出頭子。於行戶取索。動絳歲月。不即支還餽錢。或遇守臣移替。新官更不管認。使行戶雖執頭引(子?)無處支請。及聞州縣見任官員。亦有不支見錢。只用頭子取索。不即支還餽錢者。以致替罷。不能還足而去。

委屬擡擾。

とあり、公使庫はただ頭子(かまごけ)を出して行戸から衙門の施設や衣類、筵会の物資等を購入しながら、その代価を支払わなかったのである。

とくに公使庫では酒を醸造する関係から糯米が必要であったが、和糴と称して、人民から強制徴収する場合が多かった。『宋会要』食貨卷二二、紹興四年九月十五日の赦文には、次の如く見える。

諸州公使庫。歲用造酒糯米。名曰和糴。突皆抑配。

また同書刑法卷二、宣和六年四月四日の条にも

臣僚言。乞詔有司。應諸州公使庫。輒均配人戸米麥。

とあり、諸州の公使庫では、人戸に米麦を強制的に割りつけて徴収している。公使庫で米麦等を収買する際、公使庫の官は剰余を見込んで徴収し、これを羨余として献上し、賞に与る者が出ている。そこで諸州軍で米を買入れる時に

は、公使庫の官を差充することを禁止することもあった。同書刑法卷二、宣和七年八月二十日の条には

中書省尚書省言。契勘。諸州軍每遇受納糴買。往往差公使庫官領之。其害不可勝言。應管公使庫官。並不得差充受納糴買。違者重行流竄。

と見えている。

以上述べたように、公使庫に必要な物資を購入する際には、代価の一部を支払ったり、あるいは全然支払わなかったりしたが、公使庫の物資の購入あるいは支出については、例規が制定されていた。『宋会要』刑法卷一、熙寧九年四月十六日の条に

詔中書戸房習学公事練亨甫等。編定省府寺監公使例条貫。

とあり、熙寧九年には、中書戸房習学公事、練亨甫に詔して、省府寺監公使例条貫を編成させている。また同書刑法卷二、政和元年三月二十一日の詔にも

諸路公使支用。随逐処各有已定例冊。

とあり、公使の支用には例冊があったことを記している。また同書食貨卷二一、哲宗元祐元年三月二十四日の条に  
判大名府韓絳言。公使供饋条禁太密。

と見え、公使供饋条禁とあるのも、同じ意味であろう。

ちなみに公使例冊によって、収買あるいは支出された公使庫の錢物は、みな帳簿に記入された。『長編』卷一九四、嘉祐六年七月己亥の条に

広南西路転運使・度支郎中宋感。……坐在營州。射銀楮子凡九百九十六片。及事實許。收入本司公使簿也。

とある公使簿はこれであろう。また『宋会要』刑法卷三、景祐元年正月二十四日の条に

殿中侍御史龐籍言。勘鞫知定州馬洵美。擿祁州通判成璧。磨勘出分（公？）使錢物支銀羅。送与高繼勳等。充送路。乞責逐人。詣実文状。以惡定奪。詔公用文曆。更不磨勘。其已磨勘出事件。更不施行。仍令龐籍疾速結案聞奏。不得淹延刑禁。

とあり、このうちに見える公用文曆も公使簿と同じものであろう。

かように公使庫錢物の出入に関しては、厳格な規定と帳簿とがあるにも拘わらず、不正事件が絶えず行われていた。宋初においては官紀が振肅し、官僚のうちには自腹をきつて公用にあてる者のあったほどで、公使庫錢物も自肅して使用されていた。ところが三代目の真宗あたりから綱紀が

弛むとともに、公使庫錢物が濫用され、諸種の不正事件が続出してきた。公使錢の不正貸出しや使いこみ、公使庫における金銀什器の盗み出し、公使庫物資の不正贈与などの事件が相つぎ、南宋時代に至って、この傾向はいよいよ甚だしくなった。<sup>⑬</sup>

いま若干の新しい事例を示すと、『宋会要』食貨卷五四、（同書卷六二同）、政和八年二月四日の条に

臣僚上言。州県倉庫。受納羅買。国用所繫。永静軍縱令攬納。僉惡稅斛八万余碩。略行估剝。虧官錢三万緡。却於攬納戸處。賤糶黃米。入公使庫。償以淡酒。又令納倉。獻送遺利錢數百緡。復以酒特送倉官。雖知州但以不知情贖金。而僉惡損折之物。無緣償足。切慮此類尚多。欲乞心總領財用。監司巡歷。所至檢察。違戾者奏劾。從之。

とあり、攬納戸の処において黄米つまり粗悪米を賤糶して公使庫に納入している。攬納戸倉官等がぐるになって行ったことはいままでもない。また同書刑法卷六、紹興三年七月十三日の詔に

知敵州葉壽特貸命。追毀出身以来文字。除名勒停。永不叙職。免眞決刺面。配遠州牢城收管。仍籍沒家財。坐在任將公庫錢

盗支入己。先是。臣僚論列。令浙西憲司。勘鞫得実。宰執奏。其年老不任真決。上只令刺配。

とあり、公使庫を監督する責任のある知州が公使庫の錢を盗み出すという事件さえ起っている。こういう事件は頻々として起つたらしく、記録には多くの事例が見られる。同書、景祐元年三月十七日の条には

西京作坊使・英州刺史・知定州馬洵美。貸命除名。免決配運州牢城。侍禁馬慶宗除名。坐以公用酒米等偷糶入己。法庇死。特貸之。

あり、知州や侍禁が公使庫の醸造用の米を盗販している。官吏や軍人として、極刑に処すべきであるが、特に免んじて牢城に配流したのである。このように、公使庫の制度は早くから紊乱していたのであるが、その弊害は官僚の公使庫の錢物支出による宴会や贈遺にもっとも端的に現われている。これによって近世における官僚の性格の一端を浮彫的に見る事ができるのである。

## 六 官僚と公使酒

『長編』卷二二、太平興國六年九月己未の条に

詔諸路州府。毎月第給係省酒充公用。自三石至一石。各有差。とあり、各路の州府に毎月一石乃至三石の公使酒が支給されるようになったのは、太宗の太平興國六年である。公使酒が一名公用酒といわれたことは先に触れた如くである。ところで公使酒設置の目的については、先にも引用したが、『長編』卷一二五、宝元二年十一月癸卯の詔の一節に

公用之設。所以勞軍而饗賢也。とあり、『范文正公集』奏議卷下「奏乞將先減省諸州公用錢却令依旧」に

國家逐處。置公使錢者。蓋為士大夫出入及使命往還。有行役之勞。故令郡國饋以酒食。或加宴勞。蓋義賢之礼不可廢也。とある如く、宴を開いて軍隊を慰勞し、賓客を接待するたためであった。そこで州軍に糯米を支給し、宴会用の酒を醸造させることにした。公使酒は地方の州軍だけでなく、あらゆる衙門にも設けられていた。『宋会要』食貨卷二一、淳熙二年九月九日の条に

詔殿前司。歲時支散給犒士卒等公使酒。用糯米二千石。令戶部出給公塊。照驗免稅。從本司都指揮使王友直請也。

とあり、近衛師団にあたる殿前司には、毎年糯米二千石の

醸造が許されていた。また『宋会要』食貨卷二一、紹興二年十月二十二日の条に

詔諸路帥臣及統兵官司。所造公使正賜庫酒。並仰遵依成法。

止合自供食用。并饋遺官屬。不得過數醞造。

とあり、諸路の帥臣および統兵官司でも醸造が許されていたが、一定数の制限が設けられていた。また同書、紹興四年三月十九日の条にも

詔成感里。許令造酒之家。若在外州軍居住。並依臣僚條例。

止應細算麵米價值。就公庫或官務寄造。以充資祭之用。每歲

不得過三十石。

とあり、外戚の州軍に居住する者も、公使庫もしくは官務について醸造することが許され、その額は毎歳三十石が限度であった。

公使酒の制度が宋初、制定された時、さきにもふれたように、毎州軍、毎月一石乃至三石分の公使酒が支給されたが、時代が下るにつれて、その額は増大された。後述するように、公使酒は軍人の犒設、通過官僚の接待だけでなく、官僚個人の贈答用として私用され、あるいは衙門の経費を捻出し、さらには官僚の私経済の莫大な浪費をまかなう財

源をうるために、公使酒を人民に強制販売するに及んで、その額は莫大な額に達したようである。『宋会要』食貨卷二一、政和七年十一月九日の条に

楚州公庫。造酒出売。寄造為名。令虞候於小店貨売。官利日

虧。其外州軍。類皆如此。

とあり、楚州の公使庫では酒を醸造し、小店を開き虞候をして販売させたために、政府の専売酒の収入が減少し、他の州軍でも同様であったという。同書食貨卷二〇、宣和二年十月二十三日の詔にも

諸權歸漕計所仰。邇來鼎違法失職。公使庫酒貨。侵奪官課。

及私造公行。例虧歲額。仰諸路漕臣。督責州縣。措置官詘。

敲賤私醞。如有違慢貪汚不法去處。按劾以聞。當議重加典憲。とあり、公使庫では密造酒が公行し、そのために、ソルテ歳課の専売収入が減少している。事実、同書卷二一、政和六年十二月五日の条に

尚書省言。勘會諸路州軍官員。多以私錢。於公使庫并場務寄造酒。顯屬違法。詔諸州。以私錢物。就公使庫若場醞酒者。論如私醞酒法。加一等。已入已以自盜論。長貳當職官。加二等。監司統轄廉訪官。知而不糾。与同罪。不知減三等。許人



告。不以赦降原減。

とあるように、諸路州軍の官員のうちには、私錢を公使庫もしくは酒場務に寄託して私酒を醸造する者が多かった。

その官員はもちろん、監督の官員も特別に重い刑法で処罰されたのであるが、その効果はあまりなかったようである。というのは、先にも引用したが、『宋会要』食貨卷二一に

高宗建炎元年六月十三日。赦。訪聞。諸路州軍界鎮。酒務公庫等。多將酒醋。抑配与人戶及過往客旅僧道等。為害甚大。

と見え、また同書刑法卷二、乾道元年正月一日の赦文にも諸州公使〔酒〕醋庫。累降指揮。不得科抑人戶。訪聞。州府利於所入。依旧抑配。至及人戶軍營寺院。甚為苛擾。

と見えるように、南宋時代になると、公使庫の酒醋を強制的に人民に割りつけて販売することが、再三の禁令にも拘らず、盛んに行われ弊害をかもしているからである。その結果、『宋会要』食貨卷二〇、紹興三十年十二月二十九日の詔の一節に

今稽考諸路。一歲虧欠二百余万緡。皆緣諸州公使庫廣行造酒。置店酷賣。及巧作名目。別置酒庫。或于省務寄造。並不分隸。撥奪省司課利。致諸路酒務。例皆敗壞。虧失國計故也。

とあり、酒専売の収入二百万緡も減少し、酒の専売制度を崩壊に導いている。

以上述べたように、各衙門における公使庫の醸造額が増大し、酒の専売を敗壞させるほど盛行したのは、一体いかなる理由によるものであろうか。それには諸種の原因があるが、まず第一には、公使酒が官僚の社交界において、官僚が上司あるいは他の官僚と面識を深め、さらには上司にとり入り、自己の官僚界における声誉を高め、ひいては立身の緒をつかむに、もっとも有利な場を提供したからである。いろいろの取引きが宴会の場になされたことは想像に難くないであろう。官僚が節日に公使庫酒をふんだんに振舞ったことは、『維肋編』卷上に、次の如く見える。

太守乘綵舟。泛江而下。兩岸民家。絳洛水閣。飾以錦繡。每綵舟到。有歌舞者。則鉤簾以觀。賞以金帛。以大艦載公庫酒。応遊人之家。計口給酒。人支一升。至暮遊陸而帰。

すなわち知州は節日に綵舟に乗り、豪華な舟遊びの宴を開いたのであるが、その際、大船に公使庫酒を載せ、遊人の家には、人ごとに酒一升を支給するという振舞をしている。官僚の贅沢な宴会の一端が窺われるであろう。

近世社会においては、宴会は政治にはつきものであり、公使酒は官僚には不可欠の重要な物資であった。公費による宴会は自分の懐をいためないから次第に豪華になる。

『宋会要』刑法卷二、隆興二年正月十四日の条に

諸州飲燕之費。豊侈過当。傷財害民。自今各令務從省約。敢有違戾。必償之罰。仍令戸部条约行下。

とあり、諸州の宴会が度を過ぎて奢侈になり、それが地方財政を損じ、人民を害するので、宴会費の節約を命じている。これが遵守されなかったことはいまでもなからう。

『建炎以来朝野雜記』甲集卷一七「公使庫」には

淳熙中。王仲行尚書為平江守。与詞官范致能胡長文厚。一飲之費。率至千余緡。

と見え、宴会一度の経費が千余緡にも上っている。宰相や枢密使の月俸が三百十緡であるから、ほとんどその年俸の四分の一に近い額を一夜にして消費してしまったのである。<sup>⑩</sup>宴会を開くには酒だけではできぬ。諸種の材料や調度品が必要である。しかし政府から交付された経費では足らぬから、勢い公使庫の酒や醋を販売して利益をあげようとす。ここから公使庫の醸造額が次第に増加していったので

ある。

公使酒増加の第二の原因は、これが官僚の社交界において、もっとも相応しい贈物として流行したことである。都や遠方にいる上司を宴に招待することはできぬ。また招待の機会をつかむことのできぬ場合もある。こういうところから公使酒が贈遺されることになった。『鄭忠肅奏議遺集』

卷上「請禁伝饋疏」の一節に

江浙諸郡。酒每以三字「建炎以来朝野雜記」甲集卷一七「公使庫」作每以酒）歲遺中都官。歲五六至。至必數千瓶。其無芸類如此。

とあり、江浙諸州では毎年、中都の官に五六回、公使酒を贈るが、その数毎回數千瓶に至ったという。また『宋史』卷一八五、食貨志「酒」、熙寧三年の条に

初知渭州蔡挺言。陝西有醞公使酒交遺。至隲二十馱。道路頗苦。詔禁之。至是都官郎中沈衡復言。知莫州柴貽範。餽他州酒。至九百余瓶。用兵夫隲二百人。故并諸路禁焉。

と見え、陝西では公使酒を贈るために二十馱を超える遠方から運送し、そのために沿路の住民が迷惑を被ったので、これを禁じた。また知莫州の柴貽範は一人で九百余瓶とい

う多数の酒を贈り、二百人をこえる兵夫を用いている。これがために沿路運搬の人民の負担が増加したことは推察に難くない。そこで熙寧三年、全国的に公使酒を贈遺することを禁止したのである。たびたび禁令を申明しているところから見ると、その効果はあまりなかったようである。

公使酒の販売が行われたすと、売上金の贈与も間もなく行われることになる。『宋会要』刑法卷二、隆興二年正月十四日の条に

詔諸州公庫。合支見任官供給。止許送酒。仍不得過教。敢以錢物私饋。並以違制論。令提刑司常切覺察。

とあり、公使庫から官僚に支給するものは、酒に限られ、錢物を贈る者は違制の処罰をうけなければならなかった。しかし、『鄭忠爾奏議遺集』卷上「請禁伝饋疏」に

近時所有隣道互送礼。名曰伝饋。賄賂公行。恣無忌憚。凡帥臣監司到罷。号为上下馬。隣道皆有饋遺。計其所得。動輒万緡。其会聚之間。折俎率以三百五十千為率。有一身而適兼數職者。則併受數人之饋。猷酬之際。一日而二千余緡。此風在在有之。而東南為尤甚。揚州一郡。每歲饋遺。見於冊籍者。至二十万緡。

とあり、東南地方では伝饋と称し、官僚間に贈物をするところが流行した。帥臣、監司等が着任退任するを上下馬と号し、その際には隣境の官員から贈物が届けられる。その総額は時によると一万緡にも達する。膳料は三百五十緡が普通であり、一人で教職を兼ねる者は、教人の贈呈を受ける。

そこで一日で二千余緡にもなることがある。これは一般的な風潮であるが、特に揚州はもっともひどく、毎歳の饋遺は、冊籍に見えるものだけで、二十万緡にも達するという。揚州は交通の要衝にあたり、経済の心臓部でもある。そこで高官の通過する者も多く、中央政府との関係も深い。そこから饋遺の額も多くなつたものと思われる。同書には揚州の公使錢額について述べ

如雜揚一郡。歲輸朝廷錢。不滿七八万緡。而本州支費。乃至百二十万緡。

とあり、揚州の上供錢額は七八万緡にすぎぬが、本州で使用する錢額は百二十万緡にも上っていたのである。

以上述べたように、公使酒は地方政治を円滑に運営するため、いわば一種の潤滑油の役目を果たすよう、設置されたものである。従つてその使用については、厳格な制限が

つけ加えられていたことは先に述べた。なお一二の例を示すと、『宋史』卷一八五食貨志「酒」、熙寧三年の条に

詔諸郡遇節序。毋得以酒相饋。

とあり、熙寧三年には、諸州が中央の節日に酒を贈呈することを禁止している。また『宋会要』食貨卷二一、元祐元年三月二十四日の条には

判大名府韓絳言。公使供饋条禁太密。

とあり、公使庫錢物の贈与の禁令は甚だ嚴重であると、大名府の知事韓絳はいつている。ところがこの禁令が次第に弛緩してきた。『宋会要』食貨卷二一、大觀三年五月十六日の条に

河北東路提点刑獄司奏。承尚書省劄子。臣僚上言。訪聞。齊州比年以来。公庫供給。有歲余月余之稱。皆例冊外。別立名目。以為饋送。

と見え、齊州の公使庫では、毎年あるいは毎月の終りに余剩を作り出し、例冊外に別に名目を作って饋送にあてている。こういう風潮が次第にたかまり、公使庫の錢物は地方政治運営の目的からそれ、官僚の個人的利益のために、その多くが使用されるようになったのである。

## 七　む　す　び

宋代以後、近世中国において君主独裁政治が發達すると、二つの方面において大きな変化が起った。一つはあらゆる権限が君主一人に集中され、君主権が強化されたのに反比例して、官僚の権限が細分化され、著しく縮小されたことである。中世においては地方長官が任地に行くと、その属官は長官の推薦によって任命されるのが原則であった。地方政治がうまく運営されるかどうかは、一に長官が有能な属官をもつかどうかに懸っていた。それでこそ始めて長官の意味がある。ところが宋代以後になると、實際上、長官のない政治となった。州には長官知州がいるが、その属官はすべて天子から任命される。さらに州には通判がおかれる。これは知州の副官ではない。況んや属官でもない。いわば知州の傍らにあって知州の権限を掣肘する目付役のようなものであった。このようにあらゆる権限を天子に集中するため、官吏の数をできるだけ多くして、その権限を細分化した。また地方官の任期の如きも三年ないし五年に短縮されたため、政策の研究や實際政治の調査がゆきとどかず、

官僚は責任をもって政治に全勢力を打込み、任務を積極的  
に果たそうとする意欲を失った。<sup>⑧</sup>

このように政治に対して著しく無関心になった近世の官  
僚は、実際政治は専ら胥吏に任せ、自らは文化生活を享樂  
することをもって理想とするに至った。文化生活とは何か  
というに、それは学問とか文学を研究することである。こ  
れによって名を後世に残すことが彼等の願望であった。宋  
代以後の有名な官僚で詩文の文集を残さぬ者は殆んどいな  
い。彼等が官吏になるのは、生活の保証をうるだけで、余  
暇を得てすぐれた著述をしようというのが、その目的であ  
った。清代の碩学王鳴盛は官吏在任中、取りこみの余程盛  
んな人であった。彼は「官吏で以て善い官吏とか、悪い官  
吏とかいうのは、一時の事であって、末代に残るすぐれた  
著述をすれば、それで官吏として悪いことをしても帳消し  
になる」といったというが、これが近世における中国人の  
官吏根性であった。<sup>⑨</sup>

こういった立場から、官僚はその地位を利用して専ら私  
利を追求した。彼等が党争に熱中して政局をいつまでも担  
当しようとしたのも、その地位に伴う利権を確保しようとし

したためである。官僚は国家の莫大な財産を管理し、その  
処分について相当大きな権限を与えられている。そこで官  
僚の魅力は僅かな俸禄ではなくして、その地位に伴う役得  
であった。たとえば官有物資の払下げ、あるいは官用物資  
の購入に際しては、官僚が賄賂をむさぼることは公然の秘  
密であった<sup>⑩</sup>。また官僚が商業に投資することは法律で禁止  
されていた。しかし実際には、官僚は商人と結託し、親戚、  
家人などの名義で商業を営み、多大の利潤を儲けていた。<sup>⑪</sup>

この利潤をもって豪華な文化生活を享受した。中国近世の  
官僚ほど贅沢な生活をした者は、他に類がないであろう。  
公使庫は官僚のこうした私利追求のための手段として用い  
られた。公使庫の酒や錢物は主として官僚の私的な交際の  
ため濫用されたのである。

独裁政治発達の結果として起った第二の大きな変化は財  
政の中央集権であった。独裁君主は多数の軍隊と官僚とを  
擁した関係上、これまで地方州県にあった税物を中央に引  
揚げた。公使庫の財源もまたその果を免れることはできな  
かった。ここから地方州県では地方政治の運営に支障を来  
し、人民への負担がますます強化されることになった。

王安石の新法改革の目的の一つは、独裁政治の弊害が地方政治に及んだのを是正するにあった。公使庫制度を確立し、その財源を増額したのも、そのためである。ところが、この公使庫も他の新法と同じく、新旧両党の党争の対象となり、その禍中にまきこまれて隆替を繰り返した。南宋に至ると官僚の綱紀はますます紊乱し、公使庫の錢物が濫費されるばかりでなく、官僚によって盗取されるという有様で、地方政治運営のための機能はまったく失われた。地方政治混乱の原因も一つはここにあったのである。

この公使庫の制度は清朝の養廉銀の制度と比較されるべきもので、正常に発展すると、地方政治の運営に大きな役割を果たすべき性質のものである。惜しいことに、官僚の私利追求の具に供せられ、あるいは中央政府に引揚げられるなど、正常な発展を遂げることができなかった。それは上述の如き性格を有する官僚と無関係ではありえないであろう。

- ① 拙稿「宋代の公使錢について——地方財政の研究」『東洋学報』四七、一・二)
- ② 『蘇東坡全集』奏議集卷一「上皇帝書」
- ③ 同①拙稿第四章「公使錢の使途」

④ 衙前はまた牙前ともいう。宋代、差役のうちでもっとも重いものは里正の役、すなわち租税徴収の義務である。里正の役が終ると、義務の延長として、租税の管理あるいは中央政府への運送の義務までも負わされる。その時、これを衙前ということになると、官僚や胥吏を接待し、衙前という。毎日衙門に出仕することになると、官僚や胥吏を接待し、あるいは賄賂を贈って無事役目を勤めさせてもらわなければならない。自分の管理している倉庫の物資が損敗などすると弁償しなければならぬ。公使庫の管理もまた衙前の義務である。ここから衙前はもっとも重難の役として人民から恐れられた。もっとも衙前の役を無事つとめると、酬資として坊場を貸し与えて、その損害を償わせる方策もとられたが、それまでに破産する衙前が多かったのである。

- ⑤ 『長編』卷一三七、慶曆二年六月戊子の条、なお拙稿「宋代の公使錢について」『東洋学報』四七、一、二九頁) 参照。
- ⑥ 同①拙稿第二章「公使錢の財源」
- ⑦ 日野開三郎「五代後唐の回図錢について」(『東洋史学』八)
- ⑧ 吉田寅「宋代の回易について」(『史潮』五二)
- ⑨ 横山裕男「唐代の捉錢戸について」(『東洋史研究』一七、二)
- ⑩ 同⑥
- ⑪ 同①拙稿、第三章「公使錢と回易」
- ⑫ 同前。なお隨軍庫から本錢を借りたことは、『河南先生文集』卷二「論雪部書狄青回易公使錢狀」に次の如く見ゆ。  
劉模信是勾當公使庫使臣。為于隨軍庫借過上件銀。回易利息。以充公用。
- ⑬ 『宋会要』食貨卷一七、政和七年三月二十二日条、  
將本路無差庫探事本錢。往諸處回易。其易買物貨。許依溼原體例。特免沿路往復商稅。

⑬ 公使銭は宋代、公用銭、公費銭ともいわれ、また略して公使、公用、公費、公銭とも称せられた。

⑭ 同③

⑮ 同①拙稿第八章「公使庫の毀壞」

⑯ 牢城とは廂軍指揮の名。重罪犯人を配流してその兵に充てた。怪罪犯人を配流したものは壯城もしくは本城と称せられた。南宋時代、人員が足らぬ時には、一般からも募集して兵とした。

⑰ 『宋史』卷一七一「職官志」

⑱ 拙稿「宋朝集権官僚制の成立」(岩波講座『世界歴史』九、東アジア

ア世界の展開一)

⑲ 内藤虎次郎「近代支那の文化生活」(『東洋文化史研究』・『内藤湖南全集』第八卷所収)

⑳ 宮崎市定『東洋的近世』三「中国近世の政治」

㉑ 同⑱

㉒ 同①拙稿第八章「公使銭の増減と競争」

(本稿は米國ハーバード大学交付の研究費により、楊聯陞教授と共同研究した研究「宋代の商業」作成中の一成果である。)

(京都大学文学部教授)

About the *Kung-Shih-K'u* 公使庫 in the *Sung* 宋 Dynasty  
—a study of local finance—

by

Tomi Saeki

The secret service fund for the local officials in the *Sung* 宋 dynasty was called *Kung-Shih-Ts'ien* 公使錢, which was stored up in the storehouse, *Kung-Shih-K'u* 公使庫.

*Kung-Shih-Ts'ien* was spent for repairing the city-gate and operating the local government, but its main purposes consisted in reception of foreign envoys or officials passing-through and in entertainment of the army. When the finance of the central government was badly off, *Kung-Shih-Ts'ien* was transferred to the central government, or was diverted to the private bribes of local officials to their superior officials or to the cost of banquet, different from its original aim. As especially in *Kung-Shih-K'u* brewing was authorized, this made the officials' banquet easy and this wine was presented to their superior officials, which generally caused the corruption of the official world. Rice for brewing, however, was assigned by force to the people for nothing and its wine was forced to sell, giving a great blow to the governmental income of wine monopoly.

This article pursues the character of modern Chinese officials through the research of *Kung-Shih-K'u*.

A Historical-Geographical Approach of Ports  
in the *Setouchi* 瀬戸内 in Ancient Japan

by

Minoru Senda

The object of this article is to presume the site of ports in the *Setouchi* 瀬戸内 in ancient Japan, especially in the era of *Ritsuryo* 律令. *Naniwa-tsu* 難波津 and *Naniwa-mitsu* 難波三津, the most important ports of the state, are thought to be situated in *Mitsudera-cho*, *Minami-ku*,